

## 主要農作物種子条例事務取扱要領

### (趣旨)

第1 主要農作物種子条例（令和元年宮城県条例第59号。以下「条例」という。）及び主要農作物種子条例施行規則（令和2年宮城県規則第56号。以下「規則」という。）における主要農作物の種子の生産及び普及に関する施策の実施は、この要領に定めるところによる。

### (種子計画の策定)

第2 指定採種団体は、主要農作物の種子の需給見通しについて調査を行い、知事は、調査結果に基づき、種子計画を作成するものとする。

2 知事は、前項の調査結果に基づき、主要農作物の種子の安定的な生産及び供給を図るため、指定採種団体と協議を行った上で、主要農作物特定種子生産ほ場設置配分会議を開催するものとする。

3 条例第7条第2項に規定する種子計画は、指定採種団体が、県内で主要農作物の種子を生産する予定がある団体等に対し、稲及び大豆は毎年3月31日までに、麦類については毎年9月30日までに、第1号、第2号及び第3号様式により作成するものとする。

4 知事は、前項で調査した以外に、県内で種子を生産する予定がある団体等があった場合、その団体等に対し、第1号、第2号及び第3号様式により報告を求めるものとする。

### (指定採種団体の指定の申請)

第3 規則第2条に規定する申請書は、第4号様式とする。

### (指定採種団体の変更の届出)

第4 規則第3条に規定する届出書は、第5号様式とする。

### (優良品種の決定及び試験)

第5 条例第10条に規定する優良品種の決定等は、宮城県主要農作物優良品種決定調査要領の定めるところにより行うものとする。

### (特定種子生産ほ場の届出等)

第6 条例第11条及び規則第5条に規定する特定種子生産ほ場の届出は、当該届出をしようとするほ場の所在地を管轄する農業改良普及センターに行わなければならない。

### (特定種子生産ほ場の審査等)

第7 条例第12条及び規則第6条に規定する特定種子生産ほ場におけるほ場審査及び生

産物審査の請求は、当該請求をしようとするほ場の所在地を管轄する農業改良普及センターに行わなければならない。

(ほ場審査及び生産物審査員)

第8 みやぎ米推進課長は、第7による審査請求書の提出があったとき並びに条例第14条により設置した優良品種の原種等の生産ほにおける、条例第12条に規定する審査については、審査を行う職員（以下「審査員」という。）を指名して審査を行わせるものとする。

2 農業改良普及センター所長、農業振興課長及び古川農業試験場長は、特定種子生産ほ場及び原種等生産ほ場に係る審査について、その特殊性に鑑み、審査員（普及指導員等）の選定を行うものとする。

(特定種子生産ほ場の審査方法)

第9 条例第12条に規定する特定種子生産ほ場の審査等については、宮城県主要農作物種子審査要領の定めるところにより行うものとする。

(審査結果報告等)

第10 条例第12条第2項及び第4項に規定する特定種子生産ほ場のほ場審査証明書及び生産物審査証明書の交付後、速やかに農業改良普及センター所長は、みやぎ米推進課長に審査結果報告書を提出するものとする。

(特定種子生産者に対する指導等)

第11 条例第13条に規定する特定種子生産者に対する指導、助言又は勧告については、みやぎ米推進課長、農業改良普及センター所長及び古川農業試験場長が行うものとする。

2 特定種子生産者が、特定種子生産ほ場において、度重なる指導や助言に従わない場合は、当該特定種子生産者に文書による勧告を行うものとする。

(原種等の生産)

第12 条例第14条に規定する優良品種の原種等の生産は、別に定める宮城県主要農作物種子審査要領並びに条例第7条に規定する種子計画に基づき行うものとする。

2 条例第14条第2項に規定する知事以外の者が経営するほ場において行う優良品種の原種等の生産は、前項の規定を準用する。

(原種等の配布)

第13 条例第14条の規定に基づき生産された優良品種の原種等は、種子計画に基づい

た特定種子生産ほ又は県が認めるほ場等に配布するものとする。

- 2 条例第14条の規定に基づき生産された優良品種の原種等の配布は、宮城県主要農作物原種配布要領の定めるところにより行うものとする。

(品種等の利用及び管理)

- 第14 条例第15条に規定する県が育成した主要農作物の品種、優良品種の種子その他これらの生産に関する技術については、主要農作物の品種等の利用及び管理に関する規程の定めるところにより行うものとする。

(災害等緊急時の種子確保対策)

- 第15 知事は、災害等により生産物審査に合格した種子をもっても必要種子量の確保が困難な場合には、転用種子や粃等の利用も含め、関係機関と協議した上で、必要量を確保するものとする。
- 2 前項に係る手続きは、知事はその都度定めるものとする。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年3月17日から施行する。















様式第2-2号 (第2関係)

令和 年産種子の需要, 生産, 供給計画 (特定種子生産ほ場以外分)

作物名:

農協名 組織名	品種名	県内採 種地市 町村, 農 協名	需要見 込み数 量 (kg)	うち県 内需要 量 (kg)			採種ほ 場面積 (ha)	生産計 画数量 (kg)	うち県 外向 け生産 計画数 量(kg)			前年産 等備蓄 数量 (kg)	他県購 入見込 み数量 (kg)	県内向 け転用 種子, 粃 等利用 量(kg)
				うち県 内需要 量 (kg)	うち県 外需要 量 (kg)	内訳 (県名 : kg)			うち県 内向 け生産 計画数 量(kg)	備蓄分 数量 (kg)				
合計														

※ 作物名は, 稲, 大麦, 小麦及び大豆とする。

※ 品種名は, 優良品種及びその他の品種とする。



様式第4号（第3関係）

指定採種団体指定申請書

年 月 日

宮城県知事

殿

住所

申請者

法人（団体）の名称

代表者の氏名

印

指定採種団体の指定を受けたいので、主要農作物種子条例第8条第3項の規定により、関係書類を添えて提出します。

1 業務の実施方法

（必要に応じて資料を添付）

2 添付資料

(1) 貸借対照表，損益計算書等

（申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表，損益計算書その他の財務の状況を明らかにすることができる書類）

(2) 事業報告書等

（申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他の業務の内容を明らかにすることができる書類）

(3) 定款又は規約

(4) その他知事が必要と認める書類

様式第5号（第4関係）

指定採種団体変更届出書

年 月 日

宮城県知事 殿

住所  
届出者 法人（団体）の名称  
代表者の氏名 印

下記のとおり指定に係る事項を変更するので、主要農作物種子条例第8条第4項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

記

変更の内容	変更に係る事項	
	変更前	
	変更後	
変更の理由		

※ 変更の内容を確認することができる書類を添付すること。

様式第6号（第6関係）

特定種子生産ほ場届出書

年 月 日

宮城県知事

殿

届出者（例：特定種子生産農業協同組合の長）

住所

氏名

印

（審査請求者が法人又は生産組織の場合は、その名称及び代表者の氏名）

主要農作物種子条例施行規則第5条の規定により、下記のとおり届出します。

記

1 主要農作物の種類 （ ）

2 特定種子生産ほ場の所在地及び面積並びに品種の名称等

ほ場番号	ほ場所在地	ほ場面積	品種名	主要農作物の前作の種類名と品種名

3 主要農作物の採種のための収穫、乾燥、調製の形態

（例）各生産組織で刈取、乾燥後、農協の調製施設で調製する。

〈備考〉

(1) 届出書は1部を提出すること。

(2) 2に掲げる事項は、ほ場1枚ごとに記載し、所在地は番地まで記入し、面積は実測面積によること。

- (3) 本様式による申請に代えて、電子的方法、磁気的方法その他の方法により本様式の記載事項を記録したディスクその他これに準ずる物による届出を行っても差し支えない。

様式第7号(第7関係)

主要農作物特定種子ほ場審査請求書

年 月 日

宮城県知事 殿

申請者(例:特定種子生産農業協同組合の長)

住所

氏名

印

(審査請求者が法人又は生産組織の場合は、その名称及び代表者の氏名)

下記の特定種子生産ほ場について、主要農作物種子条例施行規則第6条第1項の規定により、ほ場審査を請求します。

記

1 主要農作物の種類 ( )

2 特定種子生産ほ場の所在地等

(1) ほ場審査

ほ場番号	ほ場所在地	ほ場面積(a)	品種名	予備審査(水稻のみ)(月日頃)	見込生育時期		生産担当者	
					第一期(月日頃)	第二期(月日頃)	住所	氏名

(注1) ほ場における見込生育の欄

	予備審査(水稻のみ)	第一期	第二期
稲・麦類	出穂期前	出穂期	糊熟期
大豆		開花期	成熟期

(注2) この請求書は、主要農作物の種類ごとに作成すること。

様式第8号(第7関係)

主要農作物特定種子生産物審査請求書

年 月 日

宮城県知事 殿

申請者(例:特定種子生産農業協同組合の長)

住所

氏名

印

(審査請求者が法人又は生産組織の場合は、その名称及び代表者の氏名)

下記の特定種子生産ほ場について、主要農作物種子条例施行規則第6条第1項の規定により、生産物審査を請求します。

記

1 主要農作物の種類 ( )

2 特定種子生産ほの収穫期等

(1) 生産物審査

ほ場 番号	見込収穫調製時期		生産物審査の 希望時期及び場所		買入見込 数量(袋)	摘要
	収穫期	包装完了時	時 期	場 所		
計						

(注1) この請求書は、主要農作物の種類ごとに作成すること。